

飛驒市告示第52号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり令和2年第1回飛驒市議会定例会を招集する。

令和2年3月2日

飛驒市長 都 竹 淳 也



記

- 1 日 時 令和2年3月9日(月) 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

令和2年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和2年3月9日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第1		仮議席の指定		
第2		議長の選挙		

令和2年第1回飛騨市議会定例会議事日程(その2)

令和2年3月9日

日程番号	議案番号	事 件 名
第3		副議長の選挙
第4		議席の指定
第5		会議録署名議員の指名
第6		常任委員の選任
第7		議会運営委員の選任
第8	発議第1号	広報広聴特別委員会設置に関する決議
追加第1	発議第2号	議会改革特別委員会設置に関する決議
第9		政治倫理審査会委員の選任
第10		会期の決定
第11	議案第1号	飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて
第12		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙
第13		岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
第14		各種委員会等の議会選出委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第1		仮議席の指定
日程第2		議長の選挙
日程第3		副議長の選挙
日程第4		議席の指定
日程第5		会議録署名議員の指名
日程第6		常任委員の選任
日程第7		議会運営委員の選任
日程第8	発議第1号	広報広聴特別委員会設置に関する決議
追加第1	発議第2号	議会改革特別委員会設置に関する決議
日程第9		政治倫理審査会委員の選任
日程第10		会期の決定
日程第11	議案第1号	飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
日程第12		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙
日程第13		岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第14		各種委員会等の議会選出委員の選任について

○出席議員（13名）

1番	小笠原美保子
2番	水 上 雅 廣
3番	谷 口 敬 信
4番	上 ヶ 吹 豊 孝
5番	井 端 浩 二
6番	澤 史 朗
7番	住 田 清 美
8番	德 島 純 次
9番	前 川 文 博
10番	野 村 勝 憲
11番	籠 山 恵 美 子
12番	高 原 邦 子
13番	葛 谷 寛 徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
教育長	沖 畑 康 子
理事兼企画部長	御 手 洗 裕 己
会計管理者	十 松 昭 利 英
総務部長	泉 原 利 匡
市民福祉部長	柚 原 誠
環境水道部長	大 坪 達 也
農林部長	青 垣 俊 司
商工観光部長	清 水 貢
基盤整備部長	青 木 孝 則
病院管理室長	佐 藤 直 樹
教育委員会事務局長	谷 尻 孝 之
消防長	中 畑 和 也
財政課長	洞 口 廣 之

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村 賢 一
書記	赤 谷 真 依 子

(開会 午前10時00分)

◆開会

□議会事務局長（野村賢一）

おはようございます。令和2年第1回飛騨市議会定例会の開会に先立ちまして市長からご挨拶があります。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、令和2年第1回飛騨市議会定例会を招集させていただきましたところ、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

まずもって、議員各位におかれましては、このたびの飛騨市議会議員選挙におきまして、当選されまして、晴れて市民の代表者となられましたことに対しまして、心からお祝いを申し上げたいと思います。

不肖、私も、飛騨市長選挙におきまして、2期目の市政運営を担わせていただくこととなりました。今後の4年間も職員と力を合わせて、市民の皆様に喜んでいただける市政に取り組んでまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、市政を担う車の両輪として、活発なご議論をお願い申し上げますとともに、市政運営に対するあたたかいご指導を賜りますようお願い申し上げます。

今議会は、令和2年度当初予算をはじめ、数多くの重要な案件につきましてご審議を賜ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、ここでこの場をお借りいたしまして、新型コロナウイルス感染症の拡大に対する対応状況につきまして、ご報告申し上げたいと思います。

市におきましては、1月28日に情報共有会議を設置いたしまして、2月19日から頻度を上げて注視をしてまいりました。そして、2月25日に政府における「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、集団発生を抑えるために全国的な厳しい対策が打ち出される中、岐阜県内で感染者が発生したことを受けまして、2月27日に対策本部に格上げをいたしまして、以降、ほぼ毎日、会議を開催いたしながら、情報収集と対策に当たっているところでございます。

中でも、2月27日夜に突如発表されました公立小中学校・高等学校、特別支援学校の臨時休業要請に対しましては、政府要請よりも一日余裕を持たせ、3月3日より小中学校を休校とすることといたしまして、その対策として、児童クラブを臨時開設、そして、やむを得ず自宅で面倒がみることができない児童生徒を受け入れる。こうした対応をとったところでございます。支援が必要な子どもたちの受け入れを日中一時支援施設などで受け入れていただくよう要請するなどしてきたところでございます。

先週、3月6日現在でございますが、この登録者ですが、小学校1～4年生を対象といたしております、総数で87人となっております。内訳は、古川小学校26人、古川西小学校27人、河合小学校・宮川小学校12人、神岡小学校20人、山之村小学校が2人という内訳でございます。日々のニーズに応じて利用されているというところでございます。また、支援が必要なお子さんに向けましては、放課後等デイサービスが12人、日中一時支援は11人が利用されています。

また、子どもの面倒を見るために仕事を休む必要がある保護者が出てくることを見込まれることから、市が率先して対応する姿勢を見せるために、市職員に対し、勤務時間の割り振り・最寄りの振興事務所での勤務・在宅での勤務等、状況にあわせて柔軟な働き方ができるような対策をとったところでございます。加えて、特別休暇を整備いたしまして、今回の対策により休暇が取れるように体制を整えたところも対応いたしましたところでございます。

しかしながら、今回の臨時休校は、児童・生徒並びに各家庭の生活リズムを崩すことにもつながると予想されます。それによって、さまざまな問題が起こることも予想されますので、今週から教員による家庭訪問を行いまして、休校中の状況把握を行うということにいたしております。また、市内の教育支援を行う企業におきまして、オンラインによる保護者アンケートも行っていただいております、結果も随時頂戴いたしておりますので、そうした内容も踏まえながら、対策を講じていきたいと考えております。

なお、休校に伴う給食食材への対応については、キャンセルが可能なものは発注を取りやめまして、キャンセルができない食材については、4月以降の給食食材として冷凍保存などを行うといたしました。ごく一部は、冷凍保存ができないものもあったわけでありすけれども、こちらについては、保育園の給食食材に転用するかたちで対応ができました。したがって、廃棄等は一切なく対応できたというところでございます。

ただし、給食休止に伴いまして、生乳が余るということがございまして、メーカーにおける廃棄が懸念される牛乳でございます。こちらについては、消費を支援しなければいけないということで、飛騨市の酪農を守るキャンペーンというかたちで先週開始をいたしまして、市職員が率先して購入するほか、市民や市内企業、全国の方々に購入を呼びかけ、大きな反響を得て、順調に購入が進んでいるところでございます。

市や各種団体が計画していたイベント・事業につきましては、中止となったものが22事業、延期となったものが8事業となっております。公共施設では、文化・生涯学習施設やスポーツ施設におきまして、利用制限・利用自粛によりご不便をおかけしている状況であります。

経済的な影響としましては、とくに宴会や懇親会等の自粛、インバウンドを中心とする観光客の激減によりまして、旅館・ホテルや飲食業、酒類等の販売業などにおきまして、売り上げの急激な減少が起こっており、甚大な経済被害となっております。

このため、2月27日の段階で、県下でもいち早く中小企業経営安定資金融資制度へ

のメニュー追加と、利息と信用保証料の補給を行うことといたしました。

また、従業員の休業が見込まれるため、国の雇用調整助成金に市独自の上乗せ助成をするという対策をすでに発表をいたしております。

さらに、国・県の支援策も出てきておりますので、これらを含めまして、市内事業者への周知と相談を行うため、商工会議所・商工会・金融協会と連携し、2月28日より市内5カ所に相談窓口を設置し対応にあたっているところでございます。

生活者レベルでも仕事の減少による収入減が今後顕著になってくる恐れがあることから、現在、その対策についても鋭意検討を進めているところでございます。

このほか、全国的なデマによりまして、市内でもマスク・トイレットペーパー等の過剰な購入行動が見られておりまして、これを控えるよう呼びかけを行うとともに、飛騨警察署と連携し、朝早くからの行列における混乱などを防止するため、警察官による巡回を強化していただいているところでございます。

現在、国、地方自治体、国民の総力を上げて、感染拡大のスピードを抑制を目指す局面にございますけれども、新型コロナウイルスは、医学的な治療法が確立されていない未知のウイルスであるために、生活上可能な活動の範囲、すなわち日々の暮らしの中で何をしてよいのかが、政府ですら、細部にわたって明確に示すことができないという状況でございます。これが国民生活上の混乱、経済的な被害の拡大につながっていると考えております。

一方で、大規模な対策が講じられているにもかかわらず、国内の感染者は拡大し続けておりまして、今後、過去に経験したことがない厳しい状況になっていく可能性があります。これは今や「災害」と言っても過言ではないとそのように考えています。

そうした中で、飛騨市は、市民生活を守る責務を持つ地方自治体として、市民生活のあらゆる面での影響を日々注視し、情報を収集するとともに、迅速かつ大胆に対策を講じていかなければならないと考えております。

多くの市民の皆様が大きな不安を抱えておられると存じますけれども、市民の皆様ひとりひとりが感染症に対する正しい認識をもって、市や国が発表する公的な情報に基づき、適切な対応を行っていただきつつ、それぞれができることに取り組む中で、この難局を乗り切っていきたいと考えているところでございます。

議員各位におかれましても、今回の事態を正確に把握していただきまして、力強いご支援、ご協力をお願いし、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

□議会事務局長（野村賢一）

本定例会は一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、野村勝憲議員が年長の議員でありますので、野村勝憲議員をご紹

介申し上げます。野村議員、議長席へお着き下さい。

〔臨時議長 野村勝憲 議長席に着席〕

◎臨時議長（野村勝憲）

おはようございます。ただいま、紹介されました野村勝憲でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議会開会に先立ちまして、市民憲章の朗唱を行います。前文を読み上げますので、一つからご唱和ください。

〔市民憲章朗唱〕

◎臨時議長（野村勝憲）

本日の出席議員は全員であります。ただいまから、令和2年第1回飛騨市議会定例会を開会します。ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 仮議席の指定

◎臨時議長（野村勝憲）

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席のとおり指定いたします。

◆休憩

◎臨時議長（野村勝憲）

それではここで、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時13分 再開 午前10時24分 ）

◆再開

◎臨時議長（野村勝憲）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆日程第2 議長の選挙

◎臨時議長（野村勝憲）

日程第2、議長の選挙を行います。議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎臨時議長（野村勝憲）

ただいまの出席議員数は13人です。これより、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

◎臨時議長（野村勝憲）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎臨時議長（野村勝憲）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

◎臨時議長（野村勝憲）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。点呼に応じて議長席に向かって右のほうから登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇をお願いいたします。点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎臨時議長（野村勝憲）

投票漏れはありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎臨時議長（野村勝憲）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎臨時議長（野村勝憲）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井端浩二議員、澤史朗議員を指名いたします。開票の立会いをお願いします。

〔立会人登壇〕

◎臨時議長（野村勝憲）

それでは開票してください。

〔開票〕

〔立会人着席〕

◎臨時議長（野村勝憲）

選挙の結果を報告します。

投票総数13票、出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票13票。有効投票数中、徳島純次議員1票、籠山恵美子議員1票、高原邦子議員2票、葛谷寛徳議員9票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、葛谷寛徳議員が議長に当選と

なりました。ただいま議長に当選されました葛谷寛徳議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎臨時議長（野村勝憲）

葛谷議員より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎臨時議長（野村勝憲）

13番、葛谷議員。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔13番 葛谷寛徳 登壇〕

◎議長（葛谷寛徳）

ただいまは議員の皆さま方のご推挙をいただきまして議長を拝命いたしました葛谷でございます。議長という大変大きな責任を重く受け止めまして、身も心も引き締まる思いであります。

今回の市議選におきましては、議員定数に満たないという大変不本意な不名誉な結果になりました。この結果を重く受け止めまして、そして議員皆様方の議論を重ねながら検証して市民の付託に応えてまいりたいと思います。皆様方のご協力、また執行部のご協力をお願いいたしまして、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔13番 葛谷寛徳 着席〕

◎臨時議長（野村勝憲）

以上で臨時議長の職務は終了しました。ありがとうございました。

◆休憩

◎臨時議長（野村勝憲）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時37分 再開 午前10時39分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆日程第3 副議長の選挙

◎議長（葛谷寛徳）

日程第3、副議長の選挙を行います。副議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎議長（葛谷寛徳）

ただいまの出席議員数は13人です。これより、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

◎議長（葛谷寛徳）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎議長（葛谷寛徳）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右のほうから登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。点呼を命じます。

〔議会議務局長の点呼に従い投票〕

◎議長（葛谷寛徳）

投票漏れはありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎議長（葛谷寛徳）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に住田清美議員、徳島純次議員を指名いたします。開票の立会いをお願いします。

〔立会人登壇〕

◎議長（葛谷寛徳）

それでは開票してください。

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

選挙の結果を報告します。

投票総数13票、これは出席議員数に符合いたしております。有効投票13票、無効投票ゼロ票であります。有効投票の内、澤史朗議員8票、徳島純次議員1票、前川文博議員2票、籠山恵美子議員1票、高原邦子議員1票、以上のおりであります。

なおこの選挙の法定得票数は4票であります。よって、澤史朗議員が副議長に当選さ

れました。ただいま、副議長に当選された澤史朗議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

澤史朗議員より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔6番 澤史朗 登壇〕

○副議長（澤史朗）

ただいまは副議長にご選任いただき、身に余る思いでございます。2期目の議員としてしっかり議長を補佐しながら、また先ほど議長の冒頭の挨拶でありましたけれども、今回の選挙において、定員割れをしたということ、これを真摯に受け止め、またこれから議員、さらには議会として精進できるような議会づくりにしっかりと力が出せるようがんばっていきたいと思います。またこれから1年間よろしく願いいたします。

〔6番 澤史朗 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で副議長選挙は終了しました。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時15分といたします。

（ 休憩 午前10時50分 再開 午前11時15分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開します。

◆日程第4 議席の指定

◎議長（葛谷寛徳）

日程第4、議席の指定を行います。会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

◆日程第5 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第5、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により1番、小笠原美保子議員、2番、水上雅廣議員を指名いたします。

◆日程第6 常任委員の選任

◎議長（葛谷寛徳）

日程第6、常任委員の選任を行います。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

このあと休憩に入りますので、ただちに常任委員会を開催し、委員長、副委員長を選任され、議長まで報告願います。常任委員会は委員会室において、はじめに総務常任委員会を終了後に産業常任委員会を開催していただきたいと思います。

また、委員長が決まるまでは年長の議員により委員長の職務を行っていただきます。したがって、総務常任委員会は13番、葛谷寛徳議員。産業常任委員会は10番、野村勝憲議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は、各常任委員会の正副委員長が決定次第といたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それでは暫時休憩とします。

（ 休憩 午前11時16分 再開 午前11時35分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開します。

各常任委員会より委員長、副委員長の報告がありました。総務常任委員長には7番、住田清美議員、総務常任副委員長には12番、高原邦子議員。産業常任委員長には5番、井端浩二議員、産業常任副委員長には8番、徳島純次議員がそれぞれ選出されました。以上、報告いたします。

◆日程第7 飛騨市議会運営委員の選任

◎議長（葛谷寛徳）

日程第7、飛騨市議会運営委員の選任を行います。議会運営委員の選任については委員会条例第8条第1項の規定により、11番、籠山恵美子議員、10番、野村勝憲議員、9番、前川文博議員、7番、住田清美議員、5番、井端浩二議員、2番、水上雅廣議員、以上6名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、ただちに議会運営委員会を開催され、委員長、副委員長の選任および会期を協議していただき、議長に報告願います。会議室は委員会室といたします。また、委員長が決まるまでは、年長の議員に委員長の職務を行っていただきます。よって、10番、野村勝憲議員に委員長の職務を行っていただきます。再開

は議会運営委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それでは暫時休憩とします。

（ 休憩 午前11時37分 再開 午後12時08分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開します。

昼食の時間となりましたが、このまま会議を続けます。

議会運営委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので報告をいたします。議会運営委員長には9番、前川文博議員、同副委員長には11番、籠山恵美子議員が選任されました。以上報告いたします。

このまま会議を続けますが、幹部職員の皆様方で都合の悪い方は退席を認めます。

◆日程第8 広報広聴特別委員会設置に関する決議

◎議長（葛谷寛徳）

日程第8、発議第1号、広報広聴特別委員会設置に関する決議を議題とします。説明を求めます。

〔議会運営委員長 前川文博 登壇〕

●議会運営委員長（前川文博）

発議第1号、広報広聴特別委員会設置に関する決議。次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。1、名称、広報広聴特別委員会。2、目的、飛騨市議会基本条例（飛騨市条例第28号）第7条第4項の規定に基づき、令和2年度飛騨市議会に関する議会だよりの編集及び飛騨市ホームページの議会情報掲載等議会広報に関する調査研究。市民意見交換会の開催、企画及び運営。3、委員定数、7人。4、継続期間、委員会は議会だよりの編集・調査、及び市民意見交換会の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。令和2年3月9日提出。提出者、議会運営委員会委員長、前川文博。

〔議会運営委員長 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結いたします。前川議会運営委員長から提出されました発議第1号、広報広聴特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議会だよりの編集及び意見交換会を開催するため、7人の委員で構成する「広報広聴特別委員会」を設置し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

広報広聴特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により8番、徳島純次議員、6番、澤史朗議員、3番、谷口敬信議員、5番、井端浩二議員、4番、上ヶ吹豊孝議員、2番、水上雅廣議員、1番、小笠原美保子議員、以上7名を指名いたします。

これより休憩に入りますので、ただちに広報広聴特別委員会を開催され、正副委員長を選任していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。また、委員長が決まるまで年長の委員であります8番、徳島純次議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は広報広聴特別委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それでは暫時休憩とします。

（ 休憩 午後12時13分 再開 午後12時24分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開します。広報広聴特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので、報告いたします。

広報広聴特別委員長には、6番、澤史朗議員、同副委員長には、5番、井端浩二議員が選任されました。以上、報告いたします。

◆追加日程第1 発議第2号 議会改革特別委員会設置に関する決議

引き続き、発議第2号、議会改革特別委員会設置に関する決議を議題とします。説明を求めます。

〔議会運営委員長 前川文博 登壇〕

●議会運営委員長（前川文博）

発議第2号、議会改革特別委員会設置に関する決議。次のとおり議会改革特別委員会を設置するものとする。1、名称、議会改革特別委員会。2、目的、飛騨市議会議員定数等に関する調査研究。3、委員定数、7人。4、継続期間、委員会は本調査の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。一言申し添えますが、目的の中には、議員の報酬、選挙費用、議会の活動、議員の活動なども含む調査ということで、先ほど決定をいたしています。令和2年3月9日提出。提出者、議会運営委員会委員長、前川文博。

〔議会運営委員長 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

お諮りをいたします。先ほど前川議員から発議第2号、議会改革特別委員会設置に関する決議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。発議第2号、議会改革特別委員会設置に関する決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、発議第2号、議会改革特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結します。前川議会運営委員長から提出されました、議会改革特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

異議なしと認めます。よって議会改革に関する調査研究を行うため、議会改革特別委

員会を設置し、閉会中の継続調査することに決定しました。議会改革特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、11番、籠山恵美子議員、10番、野村勝憲議員、9番、前川文博議員、7番、住田清美議員、5番、井端浩二議員、4番、上ヶ吹豊孝議員、3番、谷口敬信議員、以上7名を指名いたします。

これより休憩に入りますので、ただちに議会改革特別委員会を開催され、委員長、副委員長を選任していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。また、委員長が決まるまで年長の議員であります11番、野村勝憲議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は、議会改革特別委員会終了次第とします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それでは暫時休憩とします。

（ 休憩 午後12時29分 再開 午後12時39分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開します。議会改革特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。議会改革特別委員長には10番、野村勝憲議員、同副委員長には11番、籠山恵美子議員が選任されました。以上報告いたします。

◆日程第9 政治倫理審査会委員の選任

◎議長（葛谷寛徳）

政治倫理審査会委員の資料をただいまから配付いたします。

（資料配付）

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それでは暫時休憩とします。

（ 休憩 午後12時40分 再開 午後12時43分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開します。

日程第9、政治倫理審査会委員の選任を行います。政治倫理審査会委員の選任につい

ては、審査会規程第8条第2項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名いたします。ただいまから休憩に入りますので、ただちに政治倫理審査会を開催され、会長、職務代理者を選任していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。また、会長が決まるまで年長の委員であります11番、籠山恵美子議員に会長の職務を行っていただきます。再開は、政治倫理審査会終了次第とします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それでは暫時休憩とします。

（ 休憩 午後12時44分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

政治倫理審査会より会長および職務代理者の報告がありましたので報告いたします。政治倫理審査会会長には11番、籠山恵美子議員、同職務代理者には12番、高原邦子議員が選任されました。以上報告いたします。

◆日程第10 会期の決定

◎議長（葛谷寛徳）

日程第10、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月9日から3月27日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月9日から3月27日までの19日間と決定いたしました。

◆日程第11 議案第1号 飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めること
について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第11、議案第1号、飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。はじめに、地方自治法第117条の規定により、8番、徳島純次議員の退席を求めます。

〔8番 徳島純次 除斥〕

◎議長（葛谷寛徳）

本案について説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

議案第1号についてご説明申し上げます。

下記の者を飛騨市監査委員に選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任の同意をを求める者、氏名、徳島純次。生年月日、住所は記載のとおりでございます。提案理由は、議員の任期満了による選任でございます。

よろしく願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

異議なしと認めます。よって、議案第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し、採決をいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案のとおり同意されました。徳島議員の入場を許可いたします。

〔8番 徳島純次 入場〕

◆日程第12 古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙

◎議長（葛谷寛徳）

日程第12、古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙を行います。当議会で選挙する議員の数は4人です。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第

118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、古川国府給食センター利用組合議会議員には6番、澤史朗議員、7番、住田清美議員、5番、井端浩二議員、1番、小笠原美保子議員、以上の方を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました議員を古川国府給食センター利用組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛徳)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました議員が当選されました。ただいま当選されました6番、澤史朗議員、7番、住田清美議員、5番、井端浩二議員、1番、小笠原美保子議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。以上で、古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙を終わります。

◆日程第13 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

◎議長(葛谷寛徳)

日程第13、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。当議会で選挙する議員の数は1人です。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、都竹市長を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました、都竹市長を岐阜県後期高齢者医療

広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛徳)

異議なしと認めます。よって、都竹市長が当選人となりました。ただいま当選されました都竹市長が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。以上で、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

◆日程第14 各種委員会等の議会選出委員の選任について

◎議長(葛谷寛徳)

日程第14、各種委員会等の議会選出委員の選任についてを議題といたします。

各種委員会等の議会選出委員につきましては、お手元に配付しております飛騨市議会役員編成表のとおりといたします。

◆散会

◎議長(葛谷寛徳)

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。会議を閉じ、散会といたします。お疲れ様でした。

(散会 午後1時07分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

臨時議長

野村勝憲

飛騨市議会議員（1番）

小笠原美保子

飛騨市議会議員（2番）

水上雅廣